（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
六　羽田船舶信号所から四十八度二千百六十メートルの地点	（略）	（略）	（略）
		阪神	
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	安治川航路	
		内港航路北側線の東端から五十度八百五十メートルの地点まで引いた線と同航路南側線の東端から四十八度九百四十メートルの地点まで引いた線との間の海面	

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
六　東京西防波堤灯台から百二十三度六千三百八十メートルの地点	（略）	（略）	（略）
		阪神	
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	安治川航路	
		内港航路北側線の東端から五十度八百五十メートルの地点まで引いた線と同航路南側線の東端から四十八度九百四十メートルの地点まで引いた線との間の海面	
		東神戸航路	
		第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一　神戸第七防波堤東灯台から三百四十九度三千三百三十メートルの地点 二　神戸第七防波堤東灯台から三百四十八度二千六百八十メートルの地点 三　神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度三千三百三十メートルの地点 四　神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度三十分二千六百七十メートルの地点	

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一釧路の部西区の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。